ボランティア情報

第 140 号
平成 28 年 4 月 28 日発行
士幌町社会福祉協議会・
ボランティアセンター
電 話　5－2008

平成２８年熊本地震　義援金および支援金の募集について

平成２８年４月１４日夜に発生した「平成２８年熊本地震」では、県内で甚大な被害が発生し、熊本県全市町村に災害救助法が適用されました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

熊本県共同募金会では、被災された方々へのお見舞金として義援金を、また、中央共同募金会では、支援金（支える人を支える募金）の募集を開始していますのでご案内いたします。

平成28年熊本地震 義援金

【熊本県共同募金会　受付口座】

●取扱期間

平成 28 年 4 月 15 日～6 月 30 日

●振込先・口座番号・口座名義

ゆうちょ銀行
００９５０-２-１７４３２１
熊本県共同募金会熊本地震義援金

※ゆうちょ銀行窓口での振込に関する手数料は無料となります。
※ゆうちょ銀行での受領証をもって税制上の優遇措置対象となることができます。ただし、熊本県共同募金会の「平成 28 年熊本地震義援金募集要綱」も確定申告時にあわせて必要になります。熊本県共同募金会のホームページからダウンﾛｰﾄﾞできます。

平成28年熊本地震 支援金(支える人を支える募金)

【中央共同募金会 支援金受付口座】

●振込先・口座番号・口座名義

三井住友銀行・東京公務部 /（普）００４２２６２
（福）中央共同募金会　フク）チュウオウキョウドウボキンカイ

※ご送金の際には、別途振込手数料が必要となります。
※寄付金は、特定公益増進法人（社会福祉法人）への寄付として、法人税の寄付金の特別損金算入、所得税の所得控除・税額控除の対象となります。

「義援金」と「支援金」の違いについて

●支援金

支援金は、被災地において被災された方々の支援・救援活動を行うＮＰＯ・ボランティアグループなどへの活動に役立てられます。

●義援金

義援金は、被災された方へのお見舞金として、寄付の全額が共同募金会から被災地市町村行政を通じて被災された方々にお渡しされます。

被災地でのボランティア活動について ～注意点とマナー～

平成２８年熊本地震では、地震発生以降、さまざまな情報がテレビやＳＮＳを通じて流れており、被災者のために「なにかしたい」という思いから被災地でのボランティア活動を希望されている方もいるかもしれません。熊本県内および大分県の各市町村で「災害ボランティアセンター」が設置され（平成２８年４月２５日現在１４ヶ所）、ボランティアの受け入れを開始しています。今後、ゴールデンウィークなど長期休暇を利用し、災害ボランティア活動への参加を考えている方は事前に十分な準備をした上で参加してください。

また、被災地の役場や災害ボランティアセンターに安易に電話などで問い合わせることはできるだけ控えてください。問い合わせへの対応に時間や手間がかかり現地スタッフへの負担や迷惑となるばかりでなく、被災者からの助けを求める電話などが繋がりにくくなる恐れがあります。

被災地の情報は、役場や社会福祉協議会のホームページから入手しましょう。特に、熊本県社会福祉協議会のサイトには、県内の各災害ボランティアセンターのサイト・Facebook（フェイスブック）・twitter（ツィッター）のリンクがまとまっており、それぞれがタイムリーな情報を発信していますので情報収集にお役立てください。

（熊本県社会福祉協議会　http://www.fukushi-kumamoto.or.jp）

《災害ボランティア活動　３つの注意点》

１．装備品や資機材は事前に準備、携行して行くこと
現地では調達が困難です。

２．宿泊場所、移動手段を事前に確保すること（自己負担）
被災地から少し離れたところで宿泊場所を確保し、公共交通機関を利用することをお勧めします。

３．ボランティア保険に加入してから行くこと
社会福祉協議会で加入の受付をしています。
必ず「天災タイプ」に加入してください。

【抜粋：災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援Ｐ）http://www.shien-p-saigai.org】